（電子入札・契約保証要）

入　札　条　件

1　電子入札

本件は、安芸高田市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）の適用を受ける。

電子入札システムを利用できるものとして登録されている者（以下「利用登録者」という。）は、電子要領に定めるところに従い、電子入札システムを利用して手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない場合において発注機関から書面参加の承認を得た利用登録者（以下「書面参加者」という。）は、それ以後の書類の提出を書面によって行うものとする。

2　入札保証金

免除する。

3　契約保証金

安芸高田市財務規則（平成 16 年規則第 39 号）第 75 条の規定により、契約金額の 10 分の 1 以上を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

(1)　金融機関・保証事業会社の履行保証保険契約に係る保証証券を提供したとき。

(2)　国債・地方債、政府・金融機関の債権又は金融機関の小切手・手形など確実な担保が提供されたとき。

(3)　契約の日の属する年度及びその前2年度の間に当該入札に係る契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4　入札方法

(1)　電子入札システムを使用して入札書を提出すること。ただし、書面参加者は、書面により3桁のくじ番号を記載した（くじ番号の記載のない場合は　「001」と記載されたものとする。）入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。

ア　提出者の商号又は名称

イ　入札書が在中している旨

ウ　当該入札等に係る委託業務等の名称及び開札日

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に該当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。

5　落札者の決定方法

(1)　安芸高田市財務規則第89条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2)　開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札を行った場で直ちに、電子くじによるくじ引きを行って落札者を決定する。

6　無効入札について

安芸高田市財務規則第92条の規定等に基づき、次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

(2)　入札を取り消すことができる能力を有しない者の意思表示であるとき。

(3)　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(4)　入札者が2以上の見積をしたとき。

(5)　他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

(6)　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(7)　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(8)　入札が1であるとき。

(9)　入札に際しての注意事項に違反したとき。

7　免税事業者である旨の届出

契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。